7　エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもので総務省令で定めるもの（前項の規定の適用を受ける自動車を除く。）に対する第百四十七条第一項及び第二項の規定の適用については、当該自動車が平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成二十八年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成二十八年度分の自動車税に限り、第四項の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

附則第十四条第一項中「第八号」を「第九号」に改め、同条第三項を削り、同条第四項中「又は前項」を削り、同項を同条第三項とする。

附則第十五条第二項中「平成二十四年四月一日から平成二十六年三月三十一日」を「平成二十六年四月一日から平成二十八年三月三十一日」に改め、同項第一号中「三分の一」の下に「を参酌して六分の一以上二分の一以下の範囲内において市町村の条例で定める割合（当該施設が第三百八十九条の規定の適用を受ける場合にあつては、三分の一）を加え、同項第二号及び第三号中「二分の一」の下に「を参酌して三分の一以上二分の二以下の範囲内において市町村の条例で定める割合（当該施設が第三百八十九条の規定の適用を受ける場合にあつては、二分の一）を加え、同条第三項中「平成二十二年度から平成二十五年度までの間」を「平成二十六年度又は平成二十七年度」に、「当該航空機に対して課する固定資産税が課されることとなつた年度から三年度分の固定資産税に限り、当該航空機に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の二（当該航空機のうち地方的な航空運送の用に供する航空機として総務省令で定めるものにあつては、当該航空機に対して課する固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税に限り、当該航空機に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の五分の二）の額とする」を「次の各号に掲げる航空機の区分に応じ、当該各号に定めるところによる」に改め、同項に次の各号を加える。

一　地方的な航空運送の用に供する航空機として総務省令で定めるもの（次号において「地方航空運送用航空機」という。）（同号に掲げるものを除く。）　当該航空機に対して課する固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税に限り、当該航空機に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の五分の二の額とする。

二　地方航空運送用航空機のうち特に地方的な航空運送の用に供する航空機として総務省令で定めるもの　次に掲げる航空機の区分に応じ、それぞれ次に定めるところによる。

イ　総務省令で定める小型の航空機　当該航空機に対して課する固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税に限り、当該航空機に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の四分の一の額とする。

ロ　イに掲げる航空機以外の航空機　当該航空機に対して課する固定資産税が課されることとなつた年度分の固定資産税については、当該航空機に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の八分の三の額とし、その後四年度分の固定資産税については、当該航空機に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の五分の二の額とする。

三　前二号に掲げる航空機以外の航空機　当該航空機に対して課する固定資産税が課されることとなつた年度から三年度分の固定資産税に限り、当該航空機に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の二の額とする。

附則第十五条第六項中「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」を「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」に、「東南海・南海地震防災対策推進地域」を「南海トラフ地震防災対策推進地域」に、「平成二十一年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで」を「平成二十六年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで」に改め、同条第七項中「第十五項」を「第十四項」に、「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改め、第九項を第八項とし、第十項から第十二項までを一項ずつ繰り上げ、同条第十三項中「第二十四項」を「第二十二項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条中第十四項を第十三項とし、第十五項から第十七項までを一項ずつ繰り上げ、同条第十八項中「平成二十四年度分及び平成二十五年度分」を「平成二十六年度分及び平成二十七年度分」に、「五分の四」を「六分の五」に改め、同項を同条第十七項とし、同条中第十九項を第十八項とし、第二十項を削り、第二十一項を第十九項とし、同条第二十二項中「及び第二十七項」を削り、同項を同条第二十項とし、同条第二十三項を同条第二十一項とし、同条第二十四項中「第二十五条の三第七項」を「第二十四条第七項」に、「第二条第九号の二」を「第二条第九号」に、「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第二十五項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条中第二十六項を第二十四項とし、第二十七項を削り、同条第二十八項中「平成二十三年四月一日から平成二十四年九月三十日まで」を「平成二十六年四月一日から平成二十八年九月三十日まで」に、「五分の三」を「二分の一」に改め、同項を同条第二十九項中「同法第五十五条の八第一項」を「第五十五条の九第一項」に、「平成二十三年港湾法等改正法」を「港湾法及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第九号）」に改め、「（第二十七項の規定の適用を受けるものを除く。）」を削り、同項を同条第二十六項とし、同条中第三十項を第二十七項とし、第三十一項を第二十八項とし、第三十二項を第二十九項とし、同条第三十三項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改め、同項を同条第三十四項とし、同条中第三十五項を第三十二項とし、第三十六項を第三十三項とし、第三十七項を第三十四項とし、同条第三十八項中「（第二十七項の規定の適用を受けるものを除く。）」を削り、同項を同条第三十五項とし、同条に次の五項を加える。

36　放送法第二条第二十三号に規定する基幹放送事業者（日本放送協会及び放送大学学園（放送大学学園法（平成十四年法律第百五十六号）第三条に規定する放送大学学園をいう。）を除く。）又は放送法第二条第二十四号に規定する基幹放送局提供事業者が平成二十六年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に取得した同法第九十三条第一項第三号に規定する基幹放送設備若しくは同法第百十二条に規定する特定地上基幹放送局等設備又は同法第二条第二十四号に規定する基幹放送局設備のうち、災害時における同法第六十四条第一項ただし書に規定するラジオ放送による同法第百八条の放送の確実な実施に著しく資するものとして総務省令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該設備に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から三年度分の固定資産税に限り、当該設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の四分の三の額とする。

37　水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十五条第一項第三号イに規定する地下街等の所有者又は管理者が平成二十六年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間に取得した当該地下街等における洪水時の避難の確保及び洪水時の浸水の防止を図るための設備で総務省令で定めるもの（同法第十五条の二第一項の規定により当該所有者又は管理者が作成する計画に記載されたものに限る。）に対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該設備に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税に限り、当該設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に三分の二を参酌して二分の一以上六分の五以下の範囲内において市町村の条例で定める割合（当該設備が第三百八十九条の規定の適用を受ける場合にあつては、三分の二）を乗じて得た額とする。

38　フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成十三年法律第六十四号）第二条第三項第二号に掲げる機器（冷蔵又は冷凍の機能を有する自動販売機を除き、同項に規定する業務用の機器に限る。）であつて冷媒としてアンモニア、空気、二酸化炭素又は水のみを使用するもので総務省令で定めるもののうち、平成二十六年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間に新たに取得されたものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該機器に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から三年度分の固定資産税に限り、当該機器に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に四分の三を参酌して三分の二以上六分の五以下の範囲内において市町村の条例で定める割合（当該機器が第三百八十九条の規定の適用を受ける場合にあつては、四分の三）を乗じて得た額とする。